昨年中に示達した事項

法案作成に当たっての留意事項

- 1. 法律・制度に要求・期待される一般的効能
- (1)原則や法理構造への対応力
- (2) 現実への対応力
- 2. 上記1の両者を両立させるための対応
- (1) 法律改正・制定
- (2) 法律解釈(現行法の運用)
- 3. 考慮すべき3つの留意点
- (1) 国会中心立法の原則
- (2) 国民主権の原則
- (3) 時代の要請(社会環境の変化)

法案のポイント (重要な骨格)

アンダーラインが示達した法案の方向性

- 1. 改革(試行)の対象
- (1) 限定する(可とする分野を列挙する個別列挙型、ポジティブリスト型)
- (2)限定しない(絶対的に不可という分野を列挙するネガティブリスト型)
- 2. 特区実現の手段
- (1)政令活用
- (2)条例活用
- 3. 地方公共団体を中心とする総合特区の申請主体に対する認識
- (1)性善説で捉える
 - (2) 性悪説で捉える
- 4. 総合特区の運用に当たっての想定(その1)
- (1) コンフリクトの発生を想定する(解決のためのプロトコルが必要)
 - (2) コンフリクトの発生を想定しない
- 5. 総合特区の運用に当たっての想定(その2)
- (1)評価基準、中止基準を設ける
 - (2) 評価基準、中止基準を設けない